

# 訓子府町空き家バンク 登録手順

- 対象は、本町空き家に入居、定住を希望される方です。
- 登録の期間は5年間です。(更新可能です。)

## ◆利用したい(買いたい、借りたい)◆

訓子府町で住む家を探している、ホームページで気になる物件がある等、空き家バンクを利用したい人は利用希望者登録が必要です。次の手順に従ってお申し込みください。

### 1 登録

#### (1) 利用希望者登録

訓子府町空き家バンク利用希望者登録申込書(様式第6号)に必要事項をご記入の上、元気なまちづくり推進室へ直接お持ちいただくか下記あてにお送りください。また、ホームページ等で紹介している物件で、希望があれば空き家情報管理番号を記入してください

#### (2) 利用希望者台帳への登録

(1)の利用希望登録申込書の内容を審査し、登録が適当であると認めたときは、利用希望者登録決定通知書(様式第7号)をお送りします。なお、登録事項に変更があった場合は変更届(様式第8号)、抹消したい場合は抹消届(様式第10号)が必要です。

### 2 空き家等の情報提供

- (1) 希望物件がある場合・・・町が空き家登録者に連絡し、希望により詳細な情報、現地見学等調整します。
- (2) 希望物件がない場合・・・ご希望に近い物件の登録がありましたら、お知らせします。

### 3 紹介、交渉、契約

- (1) 該当物件の空き家登録者をご紹介します。
- (2) 交渉、契約等は、当事者間で行っていただきます。
- (3) 訓子府町では、空き家等の情報の紹介や連絡調整は行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行う売買・賃貸に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行いません。また、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。

### 4 その他 ご不明な点やご相談がありましたら、下記へご連絡ください。

問合わせ先 訓子府町役場 元気なまちづくり推進室 振興係

電話：0157-33-5008

FAX：0157-47-2600 メール：genki@town.kunneppu.hokkaido.jp